

川口市集団資源回収団体助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）第15条の規定に基づき、集団資源回収事業に対して行う助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 廃棄物の減量及び再資源化を促進し、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資することを目的とする。

(対象団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、市内の町会、PTAその他の営利を目的としない住民団体で、集団資源回収団体の登録を受けたものとする。

(団体の登録)

第4条 前条の登録を受けようとする団体は、川口市集団資源回収団体登録申請書（様式第1号）に会則等当該団体の設置目的・組織・活動内容等のわかる書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに登録の可否を決定し、その結果を川口市集団資源回収団体登録決定（不決定）通知書（様式第2号）により申請団体に通知するものとする。

(団体の登録の変更及び廃止)

第5条 前条第2項の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）は、前条第1項の申請の内容に変更のある場合は、川口市集団資源回収団体登録内容変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 登録団体は、集団資源回収事業を廃止する場合は、川口市集団資源回収団体登録廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(団体の登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消すことができる。

- (1) 正当な理由なく、3年間交付申請がなかったとき。
- (2) 登録の申請に不正があったとき。
- (3) 助成金の申請に不正があったとき。
- (4) その他不適当と認められる事実があったとき。

(対象品目)

第7条 助成金の交付の対象となる回収品目（以下「対象品目」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 古紙類
- (2) 繊維類

(助成金の額)

第8条 助成金の額は、登録団体が回収した対象品目の重量1キログラムにつき10円とする。

(交付の申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする登録団体は、川口市集団資源回収団体助成金交付申請書（様式第5号）に対象品目を引き渡した再生資源業者等が発行する回収重量が明記された伝票類を添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に定める日までに行わなければならない。

- (1) 4月から6月分の申請 7月15日まで
- (2) 7月から9月分の申請 10月15日まで
- (3) 10月から12月分の申請 1月15日まで
- (4) 1月から3月分の申請 4月15日まで

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定し、その結果を川口市集団資源回収団体助成金交付決定(不決定)通知書(様式第6号)により、交付を申請した登録団体に通知するものとする。

(助成金の交付とその時期)

第11条 市長は、交付の決定の通知をしたときは、速やかに助成金を交付するものとする。その時期は、毎年度8月、11月、2月及び5月とする。

(収支決算書の提出)

第12条 登録団体は、その団体の総会等において承認を得た会計報告書等(決算書)を翌会計年度の5月30日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた登録団体又は助成金を受領した登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取消し、又はすでに交付している助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 助成金の申請に不正があったとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき助成金の返還を求めるときは、当該登録団体に対し、川口市集団資源回収団体助成金返還請求書(様式第7号)により、期限を定めて行うものとする。

(関係書類の整備)

第14条 登録団体は、本助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿類を常に整備しておかなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施前に旧要綱の規定によってなされた処分、手続その他の行為はこの要綱中これに相当する規定があるときは、当該相当規定によって行われたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年8月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、改正前の要綱に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、改正前の要綱に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用することができる。